

令和5年度「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルナゴヤ)」
プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルナゴヤ)」プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)

3 委託料上限

9,600千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 業務の目的

新型コロナウイルス感染症を契機に、観光地を巡る旅から、旅先で心身のリセット等に自己投資をしたり、食・自然・文化等に触れる事で、自己開発ができる旅(ウェルネスツーリズム)が注目されるようになってきた。そのため令和4年度より名古屋発・都市型ウェルネスツーリズムを推進するため「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルナゴヤ)」をスタートさせた。2年目となる今年度は、市内観光関連事業者へ広く周知し、関連事業者同士の連携を図り、ターゲット世代へ効果的なプロモーションを実施することで、本市へ観光客を誘導し、観光消費額を増加させる。

※Wellnestyle NAGOYA とは・・・よりよく生きるという意味の Wellness と考え方や行動の仕方を意味する「Style」を組み合わせた造語

5 業務委託概要

- (1) ウェルネスツーリズムに精通している有識者監修のもと、他都市のウェルネスツーリズムとの差別化を図り、「Wellnestyle NAGOYA」のイメージを定着させることを目指し関連業界の参画と関連商品の開発促進を行う。
- (2) 市外在住者の来訪意欲向上を目的とした全国の20代～40代女性をメインターゲットに戦略的なプロモーションを企画・実施する。
- (3) ロゴ・認証制度の管理運営を実施する。なお、制度自体は、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー(以下、「ビューロー」と称する。)が主管となる。
- (4) 名古屋市が包括連携協定を結んでいる、企業団体と連携を求める場合がある。

6 委託業務内容

(1) ブランドプロモーションの実施

健康志向・美容意識の高い20代～40代の女性をメインターゲットにし、「Wellnestyle NAGOYA」のキービジュアル・ブランディングロゴ等を使用しその世代に効果的なSNSやWEB広告等を活用し、ブランドイメージを浸透させるような全国プロモーション

を実施する。

※ホームページを開設する場合には、現行サイト「Wellnestyle NAGOYA」を継続すること。ただし、現管理者からの引継ぎは、受託者の費用にて行うこと。

また、ビューローのホームページ(名古屋コンシェルジュ)内に設置することも可能とする。その場合には、ビューローと協議の上決定すること。

(2) 観光展(国際ウェルネスツーリズム EXPO)への出展

令和5年5月10日～12日東京ビックサイトで開催される、「第1回国際ウェルネスツーリズムEXPO」へ参画事業者と共に出展し、ブランドをPRする。

仕様:1.5コマ角地を想定(ブース装飾を含む)

説明スタッフ1ポスト以上を配置する。

受託者の責任において、本業務に関連する事業者をビューローに相談のうえ、共同出展者とするは可とする。

出展等の費用については、広告費用やインセンティブを含め、受託者が負担する。

(3) 観光・宿泊等関連事業者との連携

ア 受託者は、「Wellnestyle NAGOYA」ブランドに対する観光・宿泊等関連事業者の理解が深まるよう、事業者に広く周知する。

イ 観光・宿泊等関連事業者が「Wellnestyle NAGOYA」ブランドを活用した『商品造成及びプロモーション』に自社事業として取り組める仕組みを構築し、支援する。

ウ 「Wellnestyle NAGOYA」ブランドを活用した商品については、商品造成をした事業者とビューローが官民共同でプロモーションを実施できる仕組みを構築する。

(4) その他

「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネススタイルナゴヤ)」ブランドのプロモーションに資するオリジナルの企画を提案すること。

7 成果品

(1)「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネススタイルナゴヤ)」プロモーション業務に関する、事業報告書(A4判) 2部

(2)「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネススタイルナゴヤ)」プロモーション業務に関するWEBサイト

(3)その他、上記に関係するデータ等

8 その他

(1) 受託者は、ビューローが実施する「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業」と相互協力し、それぞれの事業と連携してプロモーションにあたること。

- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) 受託者とビューローは、業務の進捗状況について月一回以上打ち合わせを行うこと。

9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記情報取扱注意項目を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用及び改変できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。
なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務
受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

10 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

おもてなし部おもてなしグループ 担当:清水、中山

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL (052) 202-1677 FAX (052) 231-0922 e-mail omotenashi@ncvb.or.jp